

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第55号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるところにより計算した額は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第3条の規定の例により計算した額とする。

(不均一の課税の措置の申請又は申告)

第3条 条例第2条の規定により県税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	個人事業税不均一課税申請書（別記第1号様式）
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）（別記第2号様式） 法人事業税不均一課税申告書（予定）（別記第3号様式）
不動産取得税	不均一の課税の措置を受けようとする不動産の取得の日から60日以内	不動産取得税不均一課税申請書（別記第4号様式）
固定資産税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	固定資産税不均一課税申請書（別記第5号様式）

2 条例第2条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者（地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者を除く。）は、前項の申請書又は申告書に別記第6号様式による従業員数の増加数に係る事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

3 地域振興局長は、第1項の申請書の提出がされたときは、これを審査の上、不均一の課税の措置の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(承継)

第4条 合併その他の理由により、条例第2条第1号の特別償却設備（不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあっては、省令第2条第1号の特別償却設備。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者から当該特別償却設備に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する不均一の課税の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

付
受 ○ 印

個人事業税不均一課税申請書

納税義務者	住所		屋号	
			電話番号	
	ふりがな 氏名	業種	
特別償却設備	名称			
	所在地			
	事業の用に 供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
所得金額の総額		円	期末現在の従業者数	人
従業者数	従業者数の内訳			
	不均一課税の適用部分		その他の部分	
	人		人	
備考				

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、個人事業税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請人
住所
氏名

㊟

注 次の書類を添付すること。

- 1 特別償却設備を取得したことを明らかにする次の書類
 - (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し
 - (2) 特別償却設備の取得価額の合計額を証する書類
- 2 その他地域振興局長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

		整理番号	※			法人番号	※			
処理事項	発信年月日		確認欄			精査 検算	台帳 登載			
	通信日付印	確認印			担当					
	年月日									
<div style="text-align: center;"> 付 受 ○ 印 </div> 年 月 日 地域振興局長 様	所在地				資本金又は 出資金の額	円				
	法人名				従業者数	人				
	代表者 氏名印	㊟			この申告に 応答する 係及び 担当者 氏名印	係 ㊟				
	経理責任者 氏名印	㊟			電話番号					
法人事業税不均一課税申告書					(中間 確定 修正)					
		年 月 日	から	年 月 日	の事業年度分					
新潟県分の所得金額の総額									円	
新潟県分の収入金額の総額									円	
摘要	新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例			その他の部分			納付すべき税額 (ア) + (イ)			
	不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額				
所得割	年400万円以下の金額							/		
	年400万円を超え年800万円以下の金額							/		
	年800万円を超える金額							/		
	合計							/		
	軽減税率不適用法人の金額							/		
付加価値割	/		/		/		/			
資本割	/		/		/		/			
収入割	/		/		/		/			
事業税額計	/		(ア)		/		(イ)		(ウ)	
既に納付の確定した当期分の事業税額							(エ)			
この申告により納付すべき事業税額							(ウ) - (エ)			
還付請求税額										
不均一課税の適用年度		第	年度	事業の用に供した日			年 月 日			
備考										

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- (1) 特別償却設備を取得したことを明らかにする次の書類
- ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書の写し
- イ 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(1)又は(2)の写し
- ウ 特別償却設備の取得価額の合計額を証する書類
- (2) その他地域振興局長が必要と認める書類
- 3 ※印欄は、記入することを要しないこと。

(裏)

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名							
区	分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	所得割又は収入割						計		
				年400万円以下の金額		年400万円を超え年800万円以下の金額		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額若しくは収入金額		課税標準	税額	
総	額			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額
		/	/	円	/		円	/		円	/	円
不均一		年 月 日										
課税の適用部分		年 月 日										
	小計	/										
	その他の部分	/										
	合計	/										
	備考											

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、法人事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）に添付して2部提出すること。

第3号様式（第3条関係）

		整理番号	※			法人番号	※				
		処 理 事 項	発信年月日		確認欄			精査 検算	台帳 登載		
			通信日付印	確認印			担当				
			年 月 日								
受 ○ 付 年 月 日 地域振興局長 様	所在地				資本金又は 出資金の額	円					
	法人名				従業者数	人					
	代表者 氏名印				この申告に 係及び担当者 氏名印	係					
	経理責任者 氏名印				電話番号						
法人事業税不均一課税申告書（予定）											
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分											
この申告の期間		前事業年度の期間			前事業年度の事業税額			納付すべき事業税額			
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで			円			円			
前事業年度の事業税の明細書											
摘 要	新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例				その他の部分			合計事業税額 (7)+(1)			
	不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額					
所得割	年400万円以下の金額										
	年400万円を超え年800万円以下の金額										
	年800万円を超える金額										
	合計										
	軽減税率不適用法人の金額										
付加価値割											
資 本 割											
収 入 割											
事業税額計			(7)				(1)		(7)		
備考											

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 ※印欄は、記入することを要しないこと。

第4号様式（第3条関係）

不動産取得税不均一課税申請書

不動産の 取得者	住所							
	氏名又は名称							
資本金又は出資金の額		円		従業者数		人		
不均一課税を受けようとする不動産								
家 屋	所在地	用途	構造	床面積		左のうち申請面積		
				m ²		m ²		
土 地	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分の 用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		建設着手年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		・
								・
								・
								・
								・

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、不動産取得税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

㊤

注 次の書類を添付すること。

- 1 家屋及び土地の取得価額及び取得年月日を証する書類
- 2 家屋及び土地の登記事項証明書
- 3 家屋の建設に着手したことを証する書類
- 4 その他地域振興局長が必要と認める書類

第5号様式（第3条関係）

固定資産税不均一課税申請書

住 所				
氏名又は名称				
資本金又は出資金の額	円	従業者数	人	
大規模償却資産申告書の価額	総 額			
	※ 市町村課税標準額	円		
	※ 県課税標準額	円		
不均一の課税を受けようとする大規模償却資産	資産の種類	所在地	取得価額	取得年月日
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、固定資産税の不均一の課税を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者 ㊟

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 大規模償却資産の取得価額及び取得年月日を証する書類
- (2) その他地域振興局長が必要と認める書類

2 ※印欄は、記入することを要しないこと。

第6号様式（第3条関係）

従業員の増加数に係る事業計画書

1 地域再生法第5条第4項第4号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の概要

特定業務施設の種別	事務所・研究所・研修所・その他
特定業務施設の整備場所	
特定業務施設の事業供用開始年月日	平成 年 月 日

2 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
県内の他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
県外の他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人

注 1 申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。1期目は地域再生法第17条の2第3項の認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

2 新規採用者数は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

3 転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

第7号様式（第4条関係）

事業承継届

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名 [㊦]
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

下記のとおり特別償却設備に係る事業を承継したので、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 特別償却設備の名称

2 特別償却設備の所在地

3 承継年月日 年 月 日

4 被承継者

(1) 住所

(2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

5 承継の原因

6 承継後の特別償却設備が供される事業の業種及び内容

注 承継を証する書類を添付すること。